

令和5年9月定例会 総務委員会（事前）

令和5年9月11日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時52分）

これより経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料（その2））

- 議案第2号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第7号 徳島県知事の在任期間に関する条例の制定について
- 議案第8号 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第24号 行政事務用パソコンの購入契約について
- 議案第26号 令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出予算の認定について
- 報告第1号 令和4年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料1）
- 知事公舎の在り方に関する有識者会議について（資料2）
- 職員の不祥事案について

梅田経営戦略部長

はじめに、提出予定案件の全体状況について御説明いたします。

令和5年9月徳島県議会定例会提出予定議案を御覧ください。

今回提出いたします案件は議案32件及び報告5件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第4号までの4件、条例案が第5号から第13号までの9件、負担金議案が第14号から第21号までの8件、契約議案が第22号から第24号までの3件、その他議案が第25号の1件、決算認定議案が第26号から第32号の7件、報告につきましては第1号から第5号までの5件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案が第2号の1件、条例案が第7号及び第8号の2件、契約議案が第24号の1件、決算認定議案が第26号の1件、報告につきましては第1号及び第3号の2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、第1号から第4号の予算案につきましては、令和5年度9月補正予算案の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1、編成方針記載のとおり、地方創生戦国時代を勝ち抜くため、県版・骨太方針を先取りする施策を展開するとともに、県政の重要課題解決の推進に向け、安心度UP、魅力度UP、透明度UPの三つの柱により編成いたしました。

一つ目は、（1）安心度UPとして、持続可能な物流、公共交通の実現に向けたトラック運送事業者、公共交通事業者への支援や医療提供体制の充実、強化など、重要課題解決の推進、教育環境の充実や子供の権利擁護体制の整備など新たに顕在化した課題への迅速な対応に取り組んでまいります。

二つ目は、（2）魅力度UPとして、県内で宿泊する旅行者に対する電子クーポンの付与や新たな観光ブランディングなど、観光復活への加速に向けた取組、本県産業の成長と発展に向けた中小企業、農林漁業者の経営強化の支援、新たな人の流れの創出と定着を図る徳島ならではの取組を展開してまいります。

三つ目は、（3）透明度UPとして、SNSによる県政、防災情報発信力の強化や行政のDX化、財政調整基金の積立てによる県政運営体制の強化に取り組んでまいります。

また、補正予算の規模といたしましては、2の9月補正予算規模の合計欄のとおり、補正額としては170億7,852万6,000円となっております。

一般会計のうち、上段のとおり、補正予算第3号が1億5,100万円で、インフルエンザワクチン定期接種の促進や新型コロナワクチン接種に係る周知啓発、相談体制の強化に係るものであります。

下段の補正予算第4号はこれら以外の予算であり167億1,372万6,000円となっております。なお、補正予算第3号につきましては、迅速な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。上段（1）に記載のとおり、分担金及び負担金から国庫支出金及び繰入金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段（2）に記載のとおり、総務費から土木費、教育費及び災害復旧費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その2）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件の概要を御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

一般会計補正予算、歳入歳出予算の総括表でございます。

補正額は、左から3列目、総計欄の最下段に記載のとおり58億1,145万円でございます。補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,277億2,207万9,000円となっております。財源内訳は右の欄に記載のとおりでございます。

4 ページを御覧ください。

補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

秘書課におきましては、県民ニーズに即応する戦略的な広報に向けた調査研究を行うとともに、若年層をターゲットとした縦型ショート動画の制作を行い、国内外のSNS広告に効果的、効率的に発信するなど、県広報SNS発信力の強化に要する経費として760万円の補正をお願いしております。

総務課におきましては、若者の県内定着や人材の確保に向け、専門学校が県内企業等と連携して行う、より実践的な職業教育への取組を支援する経費として385万円の補正をお願いしております。

5 ページを御覧ください。

財政課におきましては、地方財政法第7条の規定に基づく財政調整基金の積立金に要する経費として58億円の補正をお願いしております。

6 ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加を、次の7ページでは地方債の変更を、それぞれお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

条例案として、徳島県知事の在任期間に関する条例につきましては、県政を刷新し活力ある県政の運営を目指すため、幅広い権限を有する知事の在任期間の上限を定めるものでございます。

9 ページを御覧ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものであります。

続きまして、10ページを御覧ください。

物品購入契約につきましては、職員の行政事務用パソコンを購入するものであり、契約金額は1億4,024万100円、契約の相手方は四国通建株式会社徳島支店となっております。

11ページを御覧ください。

令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

続きまして、令和4年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございます。

こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく令和4年度決算に係る健全化判断比率でございまして、今議会に監査委員の意見を付して報告させていただくものです。

まず、左から実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に一と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は11.8パーセント、右端の将来負担比率は154.2パーセントとなっております。

それぞれの比率の下、括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、前年度に引き続き、本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

12ページを御覧ください。

専決処分 of 報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分でございます、3件でございます。

1件目が、徳島市在住の方と賠償金5万1,489円で和解したものでございます。

事故の内容は、令和4年8月26日に県車両がバックした際、後方から走行してきた相手車両と接触したものでございます。

2件目が、吉野川市在住の方と賠償金5万2,000円で和解したものでございます。

その内容は、令和5年4月4日に県車両が対向した際、相手所有のブロック塀に接触したものでございます。

3件目が、阿南市在住の方と賠償金5万7,000円で和解したものでございます。

その内容は、令和5年4月10日に県車両が駐車場から車道に右折進入した際、道路反対側の駐車場から車道に左折進入してきた相手車両と接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底については、事故発生所属において研修を実施するとともに、全職員を対象とした交通安全研修を行うこととしており、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故を起こさない組織づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点御報告申し上げます。

はじめに、資料1を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。

令和4年度に退職した正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので御報告いたします。

次に、資料2を御覧ください。

知事公舎の在り方に関する有識者会議についてでございます。

知事公舎の今後の在り方につきましては、県民目線での御意見を頂くため、1、委員構成に記載のとおり、各分野の有識者の皆様からなる、知事公舎のあり方に関する有識者会議を設置し、2、開催状況に記載のとおり、8月18日に第1回会議を、8月28日に現地視察を実施いたしました。

これまでの会議におきまして、防災面やセキュリティ対策など公舎の備えるべき機能をはじめ、存続と廃止の両面から様々な御意見を頂いたところであります。

今後、年内に意見集約の上、取りまとめられた御提言を踏まえ、知事公舎の在り方について検討を進めてまいります。

続きまして、資料はお配りしてございませんが、職員の不祥事案について御報告させていただきます。

パチンコ店で精算機に残っていた現金5,000円を持ち去り、窃盗の微罪事件扱いとなった前農林水産部長を去る8月8日付けで停職12月の処分といたしました。なお、前農林水産部長につきましては、同日付けで依願退職しております。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、断じて許されるものではなく、誠に遺憾でございます。

今後、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

僕から、危機管理環境部が出している自転車のヘルメットの支援制度の創設について伺いたいのです。

議案の内容自体は全く何の問題もございませんというか、実に良い事業だと思いますので、それは構わないのですが、1点気になるのはこの出し方なんです。これは、例えば知事の専決処分でもよかったのではないかなとかいろいろ思うのですが、その辺はいかがお考えですか。

福岡財政課長

委員から、自転車ヘルメット着用促進事業について御質問を頂いております。

この事業は今年4月からの改正道路交通法の施行により、自転車ヘルメット着用の努力義務化に併せて様々な周知活動を展開してきたところでございます。

4月以降のヘルメット着用率が低水準であったことから、こうした厳しい状況を早急に打開する必要があると認識してございます。

この事業について専決処分でもよかったのではないかという御質問ではございますが、専決処分につきましては、地方自治法第179条におきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときなどとされておりまして、これまで補正予算の専決処分につきましては、本県では衆議院議員の解散総選挙でありますとか、県議会議員の補欠選挙、またコロナ禍での飲食店の営業時間短縮要請に係る協力金など限定的に行ってきたところでございます。

専決処分の場合、議会の承認を得られなかった場合においても、法律上処分の効力に影響がないことから実質的に議会での御審議ができず、議会軽視になってしまうおそれがあるのではと考えてございます。

今回の自転車ヘルメット着用促進事業につきましては、着用率が特に低い高校生の2学期開始前に着用強化期間を設定するのに併せまして、今回の補正予算での計上と、県議会での御審議を前提に補助制度の創設方針を周知することで、早期購入、着用を促進しよう

と図ったところでございます。

井下委員

この中身については特に何の問題もないというか、いい事業だなと思っております。それは構いません。

だったら、もっと早く6月議会に出したらいいのではないですかという話だし、緊急性がないのであれば、普通に今議会に出せばいいだけではないかと思っています。

先ほど課長が言ってくれましたけど、我々議会としては、お金を使っていく、また、そこにしっかりと議論していくという機会を与えてもらわないと、何のためにあるのかよく分からない。

何回も言いますが、事業自体は今回こういう事業で、8月4日からというのは分かりませんが、こういうことをほかの事業でも同じようにやっていくかということそうではないと思います。そこは議会からも、この辺の扱いといいますか、しっかりルールにのっとってやっていただきたいなと思っています。

これも課長から言っていましたけども、議会軽視だと逆に思われないようにしてほしいなと思っていますので、ここはお願いをしておきます。

だからと言って今更やめる必要もないと思いますが、出し方の問題がちょっと気になったので、釘を刺しておきたいと思っています。お願いいたします。

それと、秘書課に知事の公務とプライベートの境のことでお伺いしたいのです。

ちょっと前に、例えばクロマティさんのお見舞いに公用車で行ったのが問題ではないかとかいう声があったりとか、そんなことが多々ありました。知事の公務とプライベートというのは、ものすごくすみ分けが難しいと思うのです。

一つ目安となるのは、例えば県庁のホームページに日々の活動が挙げてありますが、書いていないものはどうなるのだとかって思うところもあるのです。その辺はどういうふうなすみ分けを、発信も含めて、していつているのですか。

小原経営戦略部次長

ただいま井下委員より、知事の公務とプライベートの境の考え方などについての御質問を頂戴いたしましたところでございます。

秘書課におきましては、知事の公務は県行政全般にわたる事務の管理や執行、このように考えておるところでございます。代表的なもので申しますと、法令に記載されております予算案の作成ですとか、予算の執行、条例・規則の制定、県行政の総合調整といったような法令に定められておるような事務、こうしたことはもとより、公的行事や各種イベントへの参加といったように、非常に幅広く、多岐にわたっておるところでございます。

こうしたことから、なかなか公務とそれ以外の活動の線引きを、非常に簡潔に説明するということは、なかなか難しゅうございますけれども、個別具体の事案を一つ一つ見ながら、そのあたりは個別に整理をさせていただいておるところでございます。

先ほど、クロマティ氏へのお見舞いというお話もあったところでございますけども、例えば一例を申し上げてこちらで御説明をいたしますと、これにつきましては、先に同氏のほうから知事を表敬訪問したいという要望を頂戴したところでございます。

こうした申出を受けまして、県といたしましても、日本球界で非常に輝かしい実績を残された同氏の来庁は大変光栄なものでありますし、そうした著名な方に本県への理解を深めていただく千載一遇の機会になるのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、当時クロマティ氏は腰の治療中という状況でございまして、移動によりまして治療に影響があるようなことがあってはならないということで、先方にこちらのほうからお邪魔するような形で、今回の面会を実現させたというところでございます。

このような形で、各行事の個別の状況を勘案しながら決めていっておるところでございます。よろしくお願いたします。

井下委員

別に細かく、これがどうだ、どうだという聞く気は毛頭ございません。いいと思いますが、これまで透明性を訴えられてきた知事でございますので、しっかりとその辺の兼ね合いと申しますか、県民の皆さんに分かりやすくしていただけたらなと思います。

実際、クロマティさんの件に関しても事実ですので、分かりやすく皆さんにこういうことと。聞くと分かるのですが、なかなか分かりづらいなと思いますので。

それと、先ほどから扶川委員も記念オケの話をしておりますが、先日、県のアドバイザーにボクサーの村田さんが就任されましたね。その際に、記者会見で、その理由としてお友達ですというふうに知事が発言しているのですが、これまでこの記念オケの件もあって、そういう友達だったからこういうことになったのではないかというふうに言ってらっしゃった方もたくさんおいでます。

そういうことになったらもったいないですし、村田さん自体は、すごくいい方になったなと思っておりますので、その辺もしっかりと、なぜ即決したかというのは端的な説明を、しっかりと理由を持って、県のために、県の予算を使ってやるのだから、こういう方を選んで、こうしたいのだというのを明確にしてもらえるように、是非していただきたいと思っております。

細かいところを一々言うと、きりが無いのですが、そういうふうに思っておりますので、できるだけ透明性と、広報と申しますか、しっかりとアピールしてほしいなと思っておりますので、お願いをしておきます。

井川委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、知事公舎の在り方についての有識者会議です。

これはどういう方向でいこうとしているのか、ちょっと教えていただきたいのです。

北村管財課長

知事公舎の方向性ということで御質問を頂いております。

先ほど部長のほうから、これまでの開催状況を御説明させていただいておりますけれども、現在のところ明確な方向性はまだ出ておりませんで、現在も存続と廃止の両面で会議でも議論しております。

井川委員

そうなんだろうなとは思いますが。

これをはっきりさせなかったら、これだけのメンバーを何回も集めて会議したって、どっちかに決めてやらなければ意味がないのではないですか。費用もかさんでいこうし、どういうふうにお考えですか。

北村管財課長

方向性を明確にということだと思います。

先ほども御説明させていただきましたとおり、この有識者会議の意見集約は年内をもって行い、提言を取りまとめでいただく予定にしております。

それを受けまして、県といたしましては速やかに方向性を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

井川委員

知事公舎は、私はあればいいかなという気もしますが、別に賛成も反対もないのですが、早く結論を決めないと、ずるずるといっても意味がないと思います。続けるなら続けていいし、廃止するなら廃止するでもいいし、いろいろ知恵を出し合って決めていただきたいと思います。

扶川委員

一つは、今話のついでに出ましたから簡単に聞いておきます。

私も前知事の行動については裁判を二つやりまして、いずれも負けましたけど、知り合いの葬儀でしたかに参加しておったことが、公用車の記録にも活動記録にも載ってなかった。それから県下でやられた記念オーケストラなんですけど50回を超えてやったんですけど、ほとんど全てに参加しておられた。公用車の無駄遣いではないのかとやったのですが、無駄ではないという結論で負けました。納得がいきませんでしたけどね。2審で勝っておったんですけどひっくり返されたので、最高裁は信用しておりません。

ですから、非常に微妙なところがあると思うのですが、一番肝腎な、お願いしておきたいのは、公用と名の付くものと判断してやったこと、つまり公用車を使ったものについては100パーセント活動記録に入れていただきたいです。でないと透明性が確保できないと思うので、その点だけ確認してくれませんか。

小原経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、公用車の使用記録の記載についてお話を頂いたところでございます。

公用車の使用記録の記載につきましては、これまで管理規則の規定に基づき実施してきたところでございます。

可能な限りこれまでの使用記録が分かるような形で努めていくとともに、しっかり規則にのっとってやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川委員

簡単に改善を申し上げますけど、これまでの運用では、公用車の使用目的が自動車運転になっているのです。これじゃ駄目です。何のための記録か分からない。

例えば知事が使ったのであれば、知事がどこに何のために乗って行っていたということをきちんと書くべきです。これが一つ。

それと、活動記録は公用車記録と連動しますが、必ずしも連動しません。ほかの交通手段で行く場合があるので。公用として人に会ったり、会食をしたり、そういうのはきちんと記録するべきです。それを確認しておきたいと思います。

それでは、次のことをお尋ねします。

先ほど不祥事の報告がありました。

部長が停職の末に辞められたと、何とも情けない話だということで報告がありましたけど、不祥事と言えば午前中から議論しております職員が公文書を偽造したという話、正確な言葉ではありませんけど、架空の契約書なんかを作って、あるいは県の伺い書であるとか、そういうものを偽造したという話です。これについてどうして報告がないのですか。

高崎経営戦略部次長

今回、口頭ではありますが、前部長の不祥事があったと御報告させていただきました。

部のトップである部長の不祥事で、この委員会での理事者側のトップであるということ、それに伴い農林水産部では理事者の人事異動もございましたので、部長のみの御報告とさせていただきます。

扶川委員

公務員は誰であれ法律を守らなければいけないです。

ましてや県が職員を告発したのですから、明らかに違法行為があったということを県が認定したから告発したということです。それを報告がないというのはおかしいですよ。

今後はきちんと報告していただきたい。役職にかかわらず問題があれば報告すべきです。氏名までは求めませんが、そういう事実があったときは、きちんとすべからく報告すべきだということを申し上げておきたいと思います。

関連してお尋ねをしたいと思います。

事件の詳細は午前中の県警に対する質疑の中で整理しましたし、もう既に皆さん御承知のとおりですから単刀直入に簡単に伺いますが、徳島県で2012年9月から12月に2度目に開催された国民文化祭の後、とくしま記念オケ事業を展開するために、2013年度と2014年度、徳島県文化振興財団の音楽文化創造チームに派遣された二人のうち一人がこの職員であるということを私は確認をいたしました。

これは誰が見てもそうなるのですが、この職員の処分に関わってお尋ねしたいのですが、今回問題はどのような経緯で発覚したのですか。

高崎経営戦略部次長

この度、懲戒処分した事案の発覚につきましては、外部通報制度の外部相談員への相談があり、発覚したものでございます。

扶川委員

公益通報制度が機能していたということで、すばらしいと思います。

通報者の秘匿、それは徹底して守っていただきたいと思います。これが機能したということは評価されるべきだと思います。

報道によりますと、前の知事が退任当日の5月17日に懲戒処分でもっと軽い戒告にしたのだけでも、関係者から処分が軽いと、刑事告発しないのはおかしいという声があって、後藤田知事の判断もあって刑事告発したということが言われておりました。どのような立場の人から意見があって知事が判断したのか、そのあたりを教えていただける範囲で教えてください。

高崎経営戦略部次長

どういった立場の人から、そういったお声があったのかにつきましては、この場では差し控えさせていただきたいと思います。

扶川委員

関係者としか書いていないので、よく分からない。

ただ、この指摘は正しいと思います。この方はよく勇気を持って指摘されたと評価しますし、私は知事も英断を下したと評価しております。

ついでにお尋ねしますが、一旦戒告にした職員を同じ問題で更に重い処分にするってできますか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、一旦処分した者を更に処分できるかといった御質問を頂きました。

同一事案で重ねて懲戒処分を行うことはできないと認識しております。

今後の動向を注視いたしまして、状況に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。

扶川委員

仮定の話になりますが、刑事告発をされたわけですが、これに基づいて捜査が行われ、その事実があったということが認定されれば警察から検察に送検されて起訴されます。

どの段階で次の処分を行うのですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、どの段階で次の対応を行うのかという御質問を頂きました。

現時点では、警察で捜査が行われている状況でございますので、どの時点でと明言するのは難しいところでございますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えています。

扶川委員

裁判で有罪になって、判決が下ってという段階で懲戒免職というのはあり得ると思うの

です。当然、常識ですけど。

でも、先ほど同じ問題で更に重い処分をすることはできないっていうことでしたので、その関係でどうなるのかよく分からないのです。

具体的にこの人をどうするっていうことではないのです。仕組みを教えてほしいのです。

高崎経営戦略部次長

扶川委員より、仕組みをという御質問を頂きました。

県では、今回の事案は本来、実施すべき適切な手続を怠り、未払金を精算するために行った一連の行為について不適正な事務処理事案として処分を行っております。

ただ、警察に告発をしたわけでございますけれども、今後については、どういった状況になるのかは動向を注視してまいりたいと、繰り返しの答弁で恐縮ですが、今後については注視してまいりたいと考えております。

扶川委員

どうもすっきりした答弁ではありません。

例えば、最初、私が申し上げましたけど、未来創生文化部でも指摘しましたけど、記念オケ問題で民間業者が作るべき見積書、請求書を代行作成してあげた。しかも、その請求金額に前年度の別の事業のお金を入れて水増しをしたという疑いがあるのです。これがきちんと検証された場合は、これ別件ですから、刑事の時効とは違いますからね、発覚すれば、確認されれば更に重い処分を科すことはできますか。

高崎経営戦略部次長

記念オーケストラ事業につきましては、これまでも担当部局におきまして、可能な限りの調査を行ったと伺っております。

ただ、この度、懲戒処分をした事案につきましては、この職員かどうかというところは、答えについては控えさせていただきます。一般的な話として全然事案が違いますので、今回処分した事案というのは、飽くまでも観光政策課におきまして不適正な事務処理があつて懲戒処分を行ったものでございます。

眞貝委員長

扶川委員、あと1分です。

扶川委員

事案が違うっていうことでした。

ということは、論理的に解釈すると、ここで新たに問題が発覚すれば裁判の結果を待たずにプラスアルファの懲戒処分は可能なわけです。

だからこそ、こういうことはきちんと解明しなければいけないのです。解明せずに放置したからこういう問題が、記念オケのときにきちんとやっていたから起こってしまったのではないかと私は思っております。

もう時間がないので残りは付託で、あるいは認められたら緊急質問でやりたいと思います。

坂口委員

先ほど、井下委員のほうからもお話しされていたヘルメット着用についてです。

重複してしまう部分もあるかと思うのですが、ヘルメット着用率が低水準であったというところがあって、8月4日以降については助成するというお話のようです。

なぜ、これが8月4日だったのか。これはプレスリリースしたのが8月4日ということなのでしょうけども、4月から努力義務となっておりますので、意識の高い県民の方々がヘルメットを購入している可能性も十分にあり得ます。あと8月4日以降、予算は確定していないのですが、低水準のためというところで先般リリースされている。それで、着用率は実際に上がっているかという部分も疑問を感じています。対象者にしても高校生と65歳以上の高齢者で、実際に小学生、中学生の方々もいらっしゃるというふうに思っております。

その点から、先ほど議会軽視の話も出ましたし、専決処分という話も出ました。また、事前に臨時会を開くことはできなかったのかという部分も疑問を感じておる次第なのです。その点について御見解を頂ければと思います。

福岡財政課長

委員から、ヘルメット着用率についての御質問でございます。

8月4日の記者会見につきましては、先ほど来申しましておりますように、着用率が低水準であってという中で、高齢者、また特に高校生の着用率が低いということで、2学期が始まるまでに準備をしていただきたいという思いで、着用強化期間の設定と併せて周知させていただいたところでございます。

実際に臨時会を招集する暇がなかったのかという点につきましては、これまでもそういった臨時会を設定する案件につきましては、非常に重要な施策でございまして、真に必要なものについて、特にコロナ禍でのコロナ対応とか、そういった場合には臨時会をお願いしてまいったのですが、今回の件につきましては、専決処分とせずに、臨時会の開催もせずに、記者会見での周知とさせていただいて県民への周知ということでございました。

当然、県議会への説明も丁寧に行う必要があると考えてございまして、担当部局のほうから発表前には全ての議員の皆様に対して御説明をさせていただいたと聞いており、本定例会を通じまして、更なる御理解、御賛同を頂けるように丁寧に御説明をしてまいりたいと考えてございます。

坂口委員

事前に電話等で御説明は頂戴しておりました。

先ほど、井下委員のほうからもお話があったように、決して悪いことではなく、いいことですので、賛成はするのですが、同じような形で、知事がおっしゃるからと、何でもかんでも先に決まってしまうというのは、正直、問題があると思っておりますので、今後このような形がないような形をお願いできればなと思っております。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時34分）